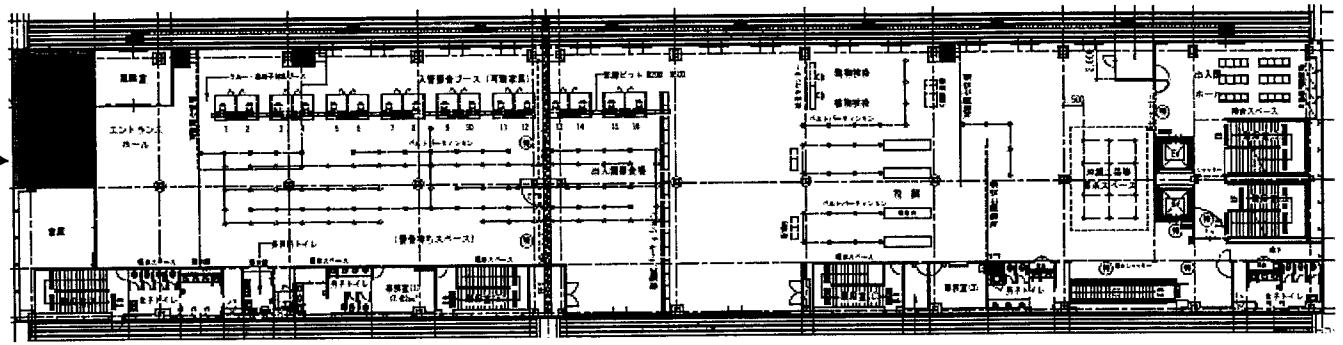
別図３



指定部分

○総務省告示第二百四十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第二項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年七月十五日

総務大臣　新藤　義孝

一　健全化法第九条第二項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成26年度第２次（６月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

(1)　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）		財政再生計画を策定した年度（初年度）			平成22年度（第２年度）			平成23年度（第３年度）			平成24年度（第４年度）		
歳入	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
１　地方税	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108
２　地方譲与税	86,053	86,053	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	76,179	76,179	△ 2,159	71,450	71,450	△ 4,729
３　地方交付税	4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	5,235,384	5,235,384	△ 82,273	5,266,367	5,266,367	30,983